



事務局；静岡県生活協同組合連合会

TEL054-253-5987 FAX 054-272-6971

e-mail:mt-fuji@msa.biglobe.ne.jp

URL:http://www5b.biglobe.ne.jp/~kenren



『放射線測定器 性能バラバラ』 国民生活センターが放射線測定器の商品テスト結果を公表しました。(9/9 朝日新聞)

国民生活センターは1970年に設立され、消費者問題に取り組んできました。この国民生活センターを、消費者庁に統合するかどうか議論されてきました。消費者委員会や消費者団体からは、統合に懸念の声が上がっている中、8/26 細野消費者担当相(当時)が、国民生活センターの一元化の結論を先送りとする会見をしました。<詳しくは、通信の3ページ>

2011年度消費者問題ネットワークしずおか・第1回幹事会議事録

◇日時：2011年9月5日(月) 13:30~15:30

1. 検討事項

(1) 自主事業「消費生活専門相談員受験対策講座」について

9/3から1週間延期された講座最終日の会場は「もくせい会館」とし受講者に案内を郵送すること、

(2) 消費生活相談員入門講座について

スタッフ・講師体制が確認された。

(3) 静岡市委託事業「消費生活専門相談員資格認定試験対策講座」について

選考委員会を12/5の13:30から色川代表、小楠幹事、小澤監事で行う。

(4) 静岡県に対する消費者行政充実に関する要望書について

色川代表から提案され、今後、検討を進めながら、春には県に要望書として提出することが確認。

(5) 地方消費者グループ・フォーラムについて

9/2の事前打ち合わせの報告・確認され、第1回実行委員会への参加を小野事務局長に依頼。

2. 次回幹事会の日程

日時：2011年11月2日(水) 13:30~15:30 コープしずおか本部 A会議室

1. 自主事業「消費生活専門相談員受験対策講座」が終了しました

今年度で3回目の取り組みになりました。前回までは50名の受講生でしたが、より目の行き届きやすい人数ということで今年は22名となりました。

全8回の連続講座で出席率は90%の高さでした。

終了後の感想に「非常に良い講義でした。」「ポイントを絞ってもらいよかった。」「(試験に合格する)自信はないが、なでしこのように最後まで

がんばる。」など、お礼と試験に向けての決意が書かれていました。受講生の奮闘に期待します。

また、来年年明けには、静岡市の委託事業として同様の講座開設が決まっています。(詳細は2ページ参照)



2. 消費生活相談員入門講座について

☆消費生活専門相談員資格取得に関心がある方を対象に、消費者問題・消費生活相談等の基礎知識を学ぶ講座です。



講座概要

13:00~13:30 受付
13:30~13:35 開会挨拶
13:35~14:20 消費者問題入門
14:30~15:20 悪質商法
と多重債務
15:30~16:20 消費生活相談員
という仕事
16:20~16:30 閉会挨拶

開催日	開催地	会場	人数
10/29(土)	藤枝市	青島北公民館	60名
11/12(土)	掛川市	大須賀市民交流センター	80名
11/19(土)	沼津市	沼津労政会館	50名
11/26(土)	富士市	富士市フィランセ	60名
12/ 3(土)	伊東市	ひぐらし会館	30名
12/10(土)	伊豆の国市	大仁市民会館	60名

☆資料代として1000円 応募多数の場合は、先着順

【応募方法】 FaxかE-mailで

住所、氏名・TEL、Fax、年齢、職業を記載

【応募先】 Fax 054-272-6971

E-mail mt-fuji@msa.biglobe.ne.jp

3. 静岡市委託事業「消費生活専門相談員資格認定試験対策講座」について

消費生活センター等で相談業務に関わる人を養成し、静岡市内消費者行政の充実を図るため、消費生活専門相談員資格取得をめざす講座です。

【応募要領】 <11月末までに>

1. 住所・氏名・年齢・TEL・Fax・E-mail アドレス、
職業・消費者行政に関する過去の学習や実施経験
など記載
 2. 小論文：テーマ「地方消費者行政の課題について」
400字程度で
- *条件等の詳細は消費者ネットのHP（ブログ参照）。



講座概要

日時: 2012年1/29
2/5・12・19・26
3/4・11・18
全て日曜日の8日間
10:00~15:50

会場: 静岡県司法書士会館
人数: 30名
料金: 無料

4. 静岡県に対する消費者行政充実に関する要望書について

☆「消費者行政の充実」のため、地方消費者行政活性化交付金の積極的な活用推進を各市町への指導と体制整備の取り組みについての要請の第1回検討を、9/5幹事会にて行いました。今後、具体的要望事項・要望理由を含めて要望書としてまとめ、来年春には県に提出できるようにすることを今回の幹事会で確認しました。

5. 地方消費者グループ・フォーラムについて

消費者問題に携わる多様な主体の交流の場として「地方消費者グループ・フォーラム」を、全国8ブロック<中部ブロックは静岡、愛知、三重岐阜>で実行委員会を作り、消費者庁との共催で今年度も開催します。



“「消費者問題」をキーワードとした多様な主体による持続的な連携”をテーマに、実行委員会で具体化していきます。

☆国民生活センターのあり方について<詳しくは、消費者庁のホームページにあります>

1. 平成 22 年 12 月 10 日 消費者庁より

「国民生活センターのあり方の見直しに係る今後の検討について」

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の閣議決定(平成 22 年 12 月 7 日)を受け、今後、消費者庁では、独立行政法人国民生活センターのあり方の見直しについて検討を進めることとする。

1. 検討体制

消費者庁とセンターで「タスクフォース」を年内に立ち上げる。

- ・ 座 長 福嶋消費者庁長官
- ・ 副座長 野々山国民生活センター理事長
- ・ メンバー 消費者庁及びセンター幹部

2. 検討の流れ<消費者庁のホームページ参照>

3. 検討結果のとりまとめ<平成 23 年夏>

2. 平成 23 年 8 月 26 日 細野豪志内閣特命担当大臣(当時)の会見資料より

国民生活センターのあり方の見直しについて

1. 国民生活センターのあり方の見直しについては、これまで、消費者庁と国民生活センターにおいてタスクフォースを設置して議論が進められ、また、両当事者のみならず、消費者委員会での審議、さらには、公開ヒアリングや公開シンポジウム等で広く国民から意見をいただきながら論議が進められてきた。
2. このタスクフォースにおいて、両当事者間で
 - ① 消費者行政全体機能強化のためには、国民生活センターの各機能を基本的に消費者庁に一元化する必要がある。
 - ② 平成 25 年度の概算要求に必要な事項を盛り込み、同年度に一元化することを目指すという結論に至ったとの報告を受けた。
3. これを受け、政務三役として協議した結果、タスクフォースの結論を踏まえ、平成 22 年末に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に沿ってさらに検討を進めることとし、先行的に取り組める事項については「試行」を実施するほか、第三者を含めた検証の機会も設けた上で、政府の独立行政法人改革の動きを視野に入れて、然るべき時期に政務としての判断を行うこととした。
4. なお、タスクフォースでは、①相談員資格の法的位置づけ ②PIO-NET の刷新 ③新たな事故調査機関のあり方との関係 については、組織全体の議論と並行して、別途詳細な検討が必要であるとしている。これらについては、それぞれ必要に応じて検討の場を設けて整理するよう、消費者庁に対応を指示した。

◎国民生活センター一元化の結論は先送りとなりました。

消費者庁長官は、統合の意義を「センターの蓄積と消費者庁の権限を合わせることで強化につながる」と説明。センターは、スピード重視の立場から「一つ一つ厳密な法的根拠が必要だと言うなら、情報発信力は低下する。」また消費者団体は、「消費者優先の被害救済ができなくなるのでは」との声があがっている。<6/25 朝日新聞より> 消費者庁が消費者の立場に立って消費者行政を推進していくことが求められています。